

○大刀洗町下水道条例施行規則

(平成17年2月15日規則第3号)

改正	平成17年9月28日規則第20号	平成18年3月31日規則第1号
	平成19年1月29日規則第1号	平成19年3月6日規則第5号
	平成20年12月18日規則第38号	平成21年3月26日規則第4号
	平成22年1月15日規則第2号	平成22年2月10日規則第3号
	平成24年2月20日規則第10号	平成25年4月1日規則第8号

大刀洗町下水道条例施行規則(平成11年3月31日規則第7号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 排水設備等(第3条ー第6条)
- 第3章 指定工事店(第7条ー第16条)
- 第4章 責任技術者(第17条ー第24条)
- 第5章 公示(第25条)
- 第6章 施設の使用(第26条ー第29条の2)
- 第7章 使用料及び手数料(第30条ー第33条)
- 第8章 行為の許可(第34条)
- 第9章 公共下水道の施設に関する構造基準等(第35条ー第38条)
- 第10章 雜則(第39条ー第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大刀洗町下水道条例(平成15年大刀洗町条例第19号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(代理人の選定)

第2条 条例第3条の規定による義務者又は使用者は、速やかに代理人を選定し、代理人選定届(様式第23号)により町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出による代理人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第2章 排水設備等

(排水設備の固着箇所等)

第3条 排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は次に定めるところによる。

汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端に接続し管底高にくいちがいの生じないよう、かつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗り仕上げをなし、その固着させた箇所からの漏水を防止すること。

2 前項の規定によりがたい特別の理由があるときは、町長の指示を受けなければならない。

(排水設備の構造基準)

第4条 排水設備の構造は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 管路について

ア 管種は、原則として硬質塩化ビニール管を使用すること。

イ 管径は、原則として内径100ミリメートル以上のものとする。ただし、一部の汚水を排除するための枝管で特に支障のないと認められる箇所について

は、内径75ミリメートル以上のものとすることができます。

ウ 管路の土かぶりは、宅地内では20センチメートル以上を基準とする。

エ 管路の勾配は、原則として100分の1以上とする。

(2) ますについて

ア 排水管の起点、合流点及び屈曲点その他内径又は管種が異なる排水管の接続箇所並びに勾配を変える箇所には、必ずますを設けること。ただし、掃除又は検査の容易な箇所にあっては、ますによらず排水用異形管又は掃除開口によることができる。

イ 管径を異にする排水管の接続は、管頂接合方式によること。

ウ 排水管の直線部では、原則として排水管の内径の120倍以下の間隔でますを設けること。

エ ますの構造は、円形若しくは角型のコンクリート製、鉄筋コンクリート製又は硬質塩化ビニール製等とし、地下水及び雨水の浸入を極力防止できる構造とすること。

オ ますの蓋は、硬質塩化ビニール製、鋳鉄その他これらに類する材質の密閉蓋とすること。

(3) 附帯設備

ア 汚水流出口には、固体物の流下を有効に防止するためごみよけ装置を設けること。

イ 油脂類を多量に流出する箇所には、油脂類の流下を有効に防止するための油脂遮断装置を設けること。

ウ 美容院、理髪店等の毛髪を多量に流出する箇所には、毛髪阻集機器等を設けること。

エ 地下室その他汚水の自然流下が十分できない場合にはポンプ施設を設けること。

(排水設備等の工事計画の確認)

第5条 条例第6条第1項の規定により、排水設備等の新設等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等工事計画確認申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる図面を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 位置図 排水設備等の予定地、隣接地及び付近地の目標物等を表示した縮尺2,500分の1のもの

(2) 平面図 縮尺100分の1以上のもの。ただし、広大な土地についてはこの限りではない。

ア 申請地の境界線及び面積。ただし、申請地内に義務者を異にする土地があるときは、その相互の境界線及び面積

イ 道路、建物、間取、排水設備等の位置、大きさ、材質及び名称の区別

ウ 他人の排水設備等を使用するときは、その位置、大きさ、材質、勾配及び名称の区別

エ 排水管の位置、大きさ、勾配及び延長

オ ます、マンホールの位置、大きさ及び区別

カ 除害施設又はポンプ施設を設置するときは、その位置

キ 申請地付近の道路及び施設の位置

ク その他汚水排除の状況を明らかにするために必要な資料

(3) その他 除害施設又はポンプ施設等の特別施設を設ける場合は、寸法及び

材質能力を表示した縮尺20分の1以上の構造図

(排水設備工事の完了届)

第6条 条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事が完了した旨の届出は排水設備等工事完了届(様式第2号)に完了図等を添えて提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の章票の様式は、次のとおりとする。

(1) 章票 様式第4号

3 前項の章票は、門戸その他見やすい場所に掲げなければならない。

第3章 指定工事店

(指定工事店の指定)

第7条 条例第7条第1項で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、経営内容その他について、指定工事店として不適当であると町長が認めたときは、この限りではない。

(1) 排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が1名以上専属していること。

(2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

(指定の欠格条項)

第8条 次の各号の一に該当する工事業者は、指定工事店の指定を受けることができない。

(1) 工事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 工事業者(法人にあっては代表者)が第24条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

(3) 指定工事店が、第16条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

2 前項第3号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第9条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、町長が指定する期日までに下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民票抄本、経歴書及び身分証明書

(2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

(4) 下水道排水設備工事専属責任技術者名簿(様式第6号)及び雇用関係を証する書類

(5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(第21条第1項の規定に基づき町長が交付したもの)をいう。以下「責任技術者証」という。)の写し

(6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(7) 市(町村)税納税証明書

3 町長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(指定工事店証)

第10条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、指定工事店証(様式第7号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならぬ。

3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第8号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第16条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(工事に対する責任)

第11条 指定工事店は、条例第7条第1項の規定による工事完了検査の結果、不良と認められた箇所については、町長が指定する期間内にこれを改造しなければならない。

2 指定工事店は、工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

3 指定工事店が前2項に規定する補修を行わないときは、町長は、他の指定工事店に命じてこれを施工させる。この場合において、その費用は前2項の指定工事店の負担とする。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第12条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則その他町長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない

2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。

(2) 工事は適正な工費で施工すること。また、工事契約に際しては工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならないこと。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならないこと。

(5) 工事は、条例第6条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならないこと。

(7) 災害緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第13条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。

ただし、町長は、特別の理由があるときは、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第14条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

(指定要件、欠格条項及び異動等に関する事項の届出義務)

第15条 指定工事店は、第7条の指定要件を欠くに至ったとき、第8条第1項第1号の欠格条項に該当することとなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備指定工事店 廃止・休止・再開 届出書(様式第9号)により町長に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに下水道排水設備指定工事店変更届出書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 電話番号に変更があったとき。

(指定取消し又は一時停止)

第16条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不適当と認めたとき。

第4章 責任技術者

(責任技術者の登録)

第17条 町長は、第7条第1号において定める責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第18条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規則並びにこの規則その他町長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならぬ。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならぬ。

(登録資格)

第19条 責任技術者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 福岡県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する排水設備工事責任技術者認定のための共通試験(以下「試験」という。)に合格した者。ただし、合格証の有効期間を満了していない者に限る。

- (2) 本町以外の市町村長(福岡県内の市町村長に限る。)が交付した責任技術者証(現に有効期間の満了していないものに限る。)を有する者

- (3) 協会が実施する更新講習会を終了した者
- 2 前項に定める者が、次の各号の一に該当する場合は、登録を受けることができない。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 不法行為又は不正行為によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

(登録の申請)

第20条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、町長が指定する期日までに、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 住民票抄本及び写真
 - (2) 前条第1項第1号又は、同項第2号又は、同項第3号の資格を有することを証する書類
 - (3) 前条第2項第1号に該当しないことを証する書類
- 3 前条第1項の登録資格を有する者は、町長の指定する期日までに登録を受けないときは、その資格を失う。ただし、町長が特別な理由があると認めた者については、この限りではない。

(責任技術者証)

第21条 町長は、第19条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者証(様式第12号)(以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。

- 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、氏名及び住所に異動があったときは、直ちに下水道排水設備工事責任技術者 住所・氏名・勤務先 変更届(様式第13号)に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、町長に届け出なければならない。
- 4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書(様式第14号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 責任技術者は、第24条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。なお、同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第22条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、登録を受けた日から当該登録を受けた日の属する年の4月1日から起算して5年を超えない範囲とする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを短縮することができる。

(登録の更新及び更新講習)

- 第23条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までに協会が実施する更新講習会の修了証の写しを添付し、あらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。
- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、町長が指定する期日までに下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第11号)に、次に掲げる書類等を添付して

町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票抄本及び写真
- (2) 第19条に規定する登録資格を有することを証する書類
- (3) 第19条第2項第1号に該当しないことを証する書類
(登録の取消し又は一時停止)

第24条 町長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し又は1年を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適当と認めたとき。

第5章 公示

(公示)

第25条 町長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第15条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

2 町長は、協会が試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

第6章 施設の使用

(除害施設の設置等の特例)

第26条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める項目に係る水質及び水量の下水は、次の各号に掲げる項目に係る水質の下水(第2号及び第3号アに掲げる項目にあっては、当該各号に定める基準に適合するものに限る。)で1日当たりの平均的な汚水排出量が50立法メートル未満のものとする。

- (1) 温度 45度以下
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき60ミリグラム以下
- (4) ヨウ素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

第27条 条例第12条第1項ただし書に規定する規則で定める物質又は項目に係る水質及び水量の下水は、次の各号に掲げる物質又は項目に係る水質の下水(第6号及び第9号アに掲げる項目にあっては、当該各号に定める基準に適合するものに限る。)で1日当たりの平均的な汚水排出量が50立方メートル未満のものとする。

- (1) フェノール類
- (2) 鉄及びその化合物(溶解性)
- (3) マンガン及びその化合物(溶解性)
- (4) フッ素含有量
- (5) 温度 45度以下
- (6) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下
- (7) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき600ミリグラム以下
- (8) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以下

(9) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき60ミリグラム以下

(除害施設設置等の届出)

第28条 条例第13条の規定による届出は、除害施設設置等届出書(様式第15号)によつてしなければならない。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第12条の3の規定による特定施設の設置等の届出又は法第12条の4の規定による特定施設の構造等の変更の届出をした場合は、この限りでない。

2 前項の届出書の記載については、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第8条第3項第2号から第6号までの規定の例によるものとする。

(使用開始等の届出)

第29条 条例第15条に規定する使用開始等の届出は、下水道施設の使用(開始・休止・廃止・再開)届(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出がないときの使用の開始、休止、廃止又は再開の時期は、町長が認定する。

(使用者の変更等の届出)

第29条の2 使用者の変更等の届出は、すみやかに下水道使用者変更届(様式第16号の2)により町長に届け出なければならない。

第7章 使用料及び手数料

(使用料の徴収方法)

第30条 条例第16条第2項に規定する使用料は、次項に定める各期末の翌月までに、納入通知書その他町長が必要と認める方法により徴収する。

2 条例第16条第3項に規定する期は、次の表に掲げる区分とする。

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
使用月	2月・3月	4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月	12月・1月

3 使用月の中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合においては、当該月の使用料は、下水道を使用したと認められる日数に応じた日割計算の方法により算定する。

4 前項の日割計算の方法は次のとおりとする。

(1) 一般家庭 基本使用料と人員割額に当該月で下水道を使用したと認められる日数を乗じ、30で除する方法とする。

(2) 一般家庭以外 基本使用料に当該月で下水道を使用したと認められる日数を乗じ、30で除する方法とする。

5 条例第18条第1項に規定する一般家庭の世帯人員の確認において、前月の人員より変更があった場合においては、条例第17条第1項に規定する世帯人員割額を変更する。

6 一般家庭で使用月の中途において人員の異動のあった場合においては、当該月の世帯人員割額は、下水道を使用したと認められる日数に応じた日割計算の方法により算定する。

7 前項の日割計算の方法は、異動した人員の人員割額にその人員が下水道を使用したと認められる日数を乗じ、30で除する方法とする。

8 条例第17条第2項第3号の規定に基づく使用料は以下のとおりとする。

施設名	使用料(月額)

公民館	1,000円
消防団車庫	1,500円
公衆便所	1箇所につき1,500円
一般家庭以外の事業所で水量の把握が困難の場合	基本使用料1,000円 従業員1名あたり200円

(使用料の追徴又は還付)

第31条 使用料の徴収金額に過不足を生じたときは、追徴又は還付する。

2 前項の追徴金又は還付金は、過不足が生じた期以降の期の使用料で調整することができる。

(帳簿等の様式)

第32条 使用料の徴収に使用する帳簿等は、次のとおりとし、その様式は町長が別に定める。

- (1) 下水道使用料の納入通知書兼領収書
- (2) 口座振替請求書
- (3) 下水道使用料徴収職員証・滞納者財産差押職員証
- (4) 督促状
- (手数料)

第33条 町は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 責任技術者の登録 1件につき 2,000円
- (2) 責任技術者の登録の更新 1件につき 1,000円
- (3) 責任技術者証の再交付(記載事項変更の場合を除く。) 1件につき 500円
- (4) 指定工事店の指定 1件につき 5,000円
- (5) 指定工事店証の再交付(記載事項変更の場合を除く。) 1件につき 1,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、町長がその申請を棄却したときは、その全部を還付する。

第8章 行為の許可

(行為の許可等の申請)

第34条 条例第22条及び第23条に規定する申請書は、物件設置・変更許可申請書(様式第17号)によらなければならない。

第9章 公共下水道の施設に関する構造基準等

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第35条 条例第24条第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 下水道法施行令(昭和34年4月22日政令第147号)第6条に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ず

るおそれがないと認められるもの

- 2 前項第2号口及びハに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年3月21日国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能)

第36条 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいい、これを補完する施設を含む。以下同じ）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル一地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル二地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力及び処理能力を保持すること。
- 2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第37条 条例第24条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講すべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水管の内径及び排水渠の断面積を定める数値)

第38条 条例第24条第6号に規定する規定で定める数値は、排水管の内径にあっては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあっては5,000平方ミリメートルとする。

第10章 雜則

(検査職員等の身分証明書の様式)

第39条 身分証明書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 法第13条第2項の身分証明書 様式第19号
- (2) 法第32条第5項の身分証明書 様式第20号
- (使用料等の減免)

第40条 条例第28条の規定に基づく使用料、延滞金又は督促手数料の減免は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者
 - (2) 災害により納付の資力を失ったとき。
 - (3) その他町長が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(様式第21号)にこれを証明するに足りる書類を添えて町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、下水道使用料減免決定通知書(様式第22号)により通知する。

(補則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行時に、既に大刀洗町及び福岡県内の他の公共団体において責任技術者として登録を受けている者の登録資格については、第19条第1項の規定にかかわらず、日本下水道協会福岡県支部が実施する更新講習を受講した者に限り、その資格を有するものとする。
- 3 この規則の施行時に、既に大刀洗町で責任技術者として登録を受けている者の登録の有効期間が平成11年8月末日までの者については、現登録期間を平成12年3月末日までに延長する。

附 則(平成17年9月28日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月29日規則第1号)

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月18日規則第38号)

(施行期日)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、既に支部又は下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者又はこれに準ずる者として登録されている者についてはその登録資格の有効期間内に、県支部の要綱に基づき実施される更新講習を受講した場合に限

り、この規則により登録された責任技術者とみなすものとする。

(特例措置)

3 前項の規定にかかわらず、更新講習を受講すべき期日が到来する前に、支部内の他の下水道管理者に新たに登録を申請する責任技術者の登録資格の有効期間は、現に有する「技術者証」の有効期間を限度とする。

なお、上記の場合にあって、支部内の複数の下水道管理者に登録されている「技術者証」の登録資格の有効期間は、現に有する最長の「技術者証」の有効期間を限度とする。

附 則(平成22年1月15日規則第2号)

この規則は、平成22年1月15日から施行する。

附 則(平成22年2月10日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

大刀洗町下水道条例施行規則

番号	様式名称	備考
様式第1号	排水設備等工事計画確認申請書	
様式第2号	排水設備等工事完了届	
様式第3号	(欠番)	無
様式第4号	章票	
様式第5号	下水道排水設備指定工事店指定申請書	
様式第6号	下水道排水設備工事専属責任技術者名簿	
様式第7号	指定工事店証	
様式第8号	下水道排水設備指定工事店証再交付申請書	
様式第9号	下水道排水設備指定工事店 廃止・休止・再開 届出書	
様式第10号	下水道排水設備指定工事店変更届出書	
様式第11号	下水道排水設備工事責任技術者登録申請書	
様式第12号	下水道排水設備工事責任技術者証	
様式第13号	下水道排水設備工事責任技術者 住所・氏名・勤務先 変更届	
様式第14号	下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書	
様式第15号	除害施設設置等届出書	
様式第16号	下水道施設の使用(開始・休止・廃止・再開)届	
様式第16号 の2	下水道使用者変更届	
様式第17号	物件設置・変更許可申請書	
様式第18号	(欠番)	無
様式第19号	法第13条第2項の身分証明書	

様式第20号	法第32条第5項の身分証明書
様式第21号	下水道使用料減免申請書
様式第22号	下水道使用料減免決定通知書
様式第23号	代理人選定届

様式第1号(第5条関係)

排水設備等工事計画確認申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

排水設備等工事完了届

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

章票

[別紙参照]

様式第5号(第9条、第14条関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書

[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

下水道排水設備工事専属責任技術者名簿

[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

指定工事店証

[別紙参照]

様式第8号(第10条関係)

下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

[別紙参照]

様式第9号(第15条関係)

下水道排水設備指定工事店(廃止／休止／再開)届出書

[別紙参照]

様式第10号(第15条関係)

下水道排水設備指定工事店変更届出書

[別紙参照]

様式第11号(第20条、第23条関係)

下水道排水設備工事責任技術者登録申請書

[別紙参照]

様式第12号(第21条関係)

下水道排水設備工事責任技術者証

[別紙参照]

様式第13号(第21条関係)

下水道排水設備工事責任技術者(住所／氏名／勤務先)変更届

[別紙参照]

様式第14号(第21条関係)

下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第15号(第28条関係)

除害施設設置等届出書

[別紙参照]

様式第16号(第29条関係)

下水道施設の使用(開始・休止・廃止・再開)届

[別紙参照]

様式第16号の2(第29条の2関係)

下水道使用者変更届

[別紙参照]

様式第17号(第34条関係)

物件設置・変更許可申請書

[別紙参照]

様式第19号(第39条関係)

身分証明書

[別紙参照]

様式第20号(第39条関係)

身分証明書

[別紙参照]

様式第21号(第40条関係)

下水道使用料減免申請書

[別紙参照]

様式第22号(第40条関係)

下水道使用料減免決定通知書

[別紙参照]

様式第23号(第2条関係)

代理人選定届

[別紙参照]